

児童養育の各種手当

子育て支援課 ☎224-5821

市内在住の児童の養育者に次の手当を支給しています。受け付けは、子育て支援課(本庁舎二階)です。

*児童扶養手当、特別児童扶養手当には所得制限があります。また、公的年金との併給はできません。児童福祉施設などに入所している場合は、手当を受けられません。

子ども手当

申請を受け付けた翌月分から支給されます(月末の出生・転入の場合は、特例があります)。申請は、出張所・連絡所でもできます。

郵送申請を希望する方は、市ホームページをご覧になるか、お尋ねください。

対象：中学校修了前の子を養育している方

持ち物：印鑑・申請者名義の預貯金通帳・健康保険証

児童扶養手当

対象：次のいずれかに該当する児童を育てている方

- ①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父または母に一定の障害のある児童④父または母に一年以上遺棄されている児童
- ⑤その他の理由で父または母と生

子供服・雑貨類の頒布・引き取りを開始

資源循環推進課 ☎239-5053

子供服と雑貨類の頒布(有料)・引き取り(無料)を開始します。再生に向かない品物の持ち込みは、ご遠慮ください。

日時：12月1日(水)からの開館日、午前9時～午後4時

会場：つばさ館

頒布額：子供服Ⅱ 一点五十円 ▼ 雑貨類Ⅱ 十円～千円



計が異なる児童

*児童が、満18歳になった日の属する年度の3月末日(一定の障害がある場合は20歳未満)まで支給。

特別児童扶養手当

対象：次のいずれかに該当する20歳未満の児童を家庭で養育している方

- ①精神に障害があり、一人ではまったく日常生活ができないまたは著しく制限される児童②身体に障害があり、おおむね身体障害者手帳一級・二級

*三級程度の児童も該当する場合があります。

遺児手当

対象：次のすべてに該当する中学校修了前の児童と同居し、養育している方

- ①児童が両親と別居している②児童が親の扶養を受けていない③市内に住民登録または外国人登録を

している

持ち物：印鑑・預貯金通帳

ひとり親家庭などに医療費の一部を支給

医療助成課 ☎224-5842

ひとり親家庭や、父母のいずれかが障害者の家庭の方などが、医療保険制度で医療機関にかかった場合、医療費の一部を支給します。

支給には「受給者証」が必要です。事前に医療助成課(本庁舎二階)で申請手続きと必要書類などを確認し、同課に申請してください。

対象：次のいずれかに該当する、満18歳に達した日の属する年度の3月末日(一定の障害がある場合は20歳未満)までの児童と、その父・母・養育者

- ①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父母のいずれかが一定の障害の状態にある児童

④父または母に一年以上遺棄されている児童⑤その他の理由で父または母と生計が異なる児童

*生活保護受給者、本人・同居の扶養義務者に一定額以上の所得がある場合は、受けられません。

特別障害者手当と障害児福祉手当

障害者福祉課 ☎224-5785

いずれの手当も、所得制限があります。

特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神の重度障害により、日常生活で常時、特別の介護を要する状態にある(障害基礎年金一級程度の障害が重複するか、同程度以上と認められる)方に支給します。

*施設に入所中または三か月を超えて入院中の方は、手当を受けられません。

支給額：月額二万六千四百四十円

障害児福祉手当

20歳未満で、①身体障害者手帳一級の一部・二級の一部の方、②療育手帳③相当の方、④精神障害・血液疾患・肝臓疾患などで①②と同程度の障害を有する方に支給します。

*施設に入所中の方は、手当を受けられません。

支給額：月額一万四千三百八十円

12月1日は市民の日

文化振興課 ☎224-6157

市民の日は、市民が市の歴史を知り、自治の意識を高め、進歩そして調和を目指す日として、昭和57年に設けられました。これを記念し、下記の日程は各施設が無料で利用できます。



12月1日(水)・5日(日)に無料となる施設

施設名	問い合わせ	時間	無料となるもの
市立博物館	☎222-5399	午前9時～午後5時	入館料
蔵造り資料館	☎225-4287	午前9時～午後5時	入館料
市立美術館	☎228-8080	午前9時～午後5時	観覧料
川越まつり会館	☎225-2727	午前9時30分～午後5時30分	観覧料
児童センターこどもの城	☎225-7289	午前11時～・午後3時～	プラネタリウム観覧料
東後楽会館	☎224-3366	午前9時30分～午後4時	入館料
西後楽会館	☎232-6177	午前9時30分～午後4時	入館料
サンライフ川越	☎225-5445	午前9時～午後9時(5日は午後5時まで)	トレーニング室使用料
総合福祉センターオアシス	☎228-0200	午後3時30分～・午後6時30分～	一般プール使用料

12月1日(水)に無料となる施設

武道館	☎224-7220	午前9時～午後9時	個人使用料
喜多院	☎222-0859	午前9時～午後4時	中学生以下の拝観料

●シルバーガイド・市民の日無料観光案内

シルバー人材センター ☎222-2075

12月5日(日)、午前10時～午後2時30分に、直接、喜多院多宝塔または埼玉りそな銀行川越支店に集合。喜多院境内周辺と蔵の町並みを案内します。

ごみ処理基本計画(案)に対する意見募集

資源循環推進課 ☎239-6267

Fax 239-6903

廃棄物処理法に基づき、川越市一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画」を策定し、おおむね五年ごとの見直しを行っています。より良い計画とするため、同計画の素案に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：11月25日(木)～12月24日(金)

閲覧場所：資源循環推進課(つばさ館二階)・出張所・連絡所・公民館・図書館

対象：市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

意見の提出方法：住所・氏名・連絡先(電話番号など)、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、〒350-0815 鯨井七八二・三・資源循環推進課(郵送・ファクス可)

*市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見の内容と意見に対する市の考え方を公表

します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表はしません。

平成21年度のごみ処理経費

資源循環推進課 ☎239-6267

昨年度一年間に、市で収集・処理したごみの総量は、約十万四千百九十五トンです。一日一人当たり八百四十一グラムのごみを出したことになります。処理費用は、約四十億七千三百一十万円です。年間一人当たり一万千八百九十九円の負担をしていることとなります。

市民の皆さん一人ひとりが、一日百グラムのごみを減らすと、市全体では年間約一万二千四百九十五トンの削減となり、ごみ処理経費も軽減されます。



不要になった物はフリーマーケットやリサイクルショップを活用したり、マイバッグやマイボトル・マイはしを利用して、身近なごみの減量を心掛けましょう。ご協力をお願いいたします。

小規模企業者セーフティ融資を新設

商工振興課 ☎224-5934

経済情勢の低迷で企業経営に影響を受けている小規模企業者を対象に、事業経営に必要な運転・設備資金の融資を新たに実施します。

一部対象にならない業種があります。事前に確認してください。なお、取扱金融機関・埼玉県信用保証協会の審査があります。

対象…次のすべてに該当する事業主

- ①1年以上市内に住所を有し、同一業種を営んでいる
- ②信用保証協会の保証対象業種を営み、営業に必要な許認可を受けている
- ③中小企業信用保険法第2条4項第5号に規定する特定中小企業者として、市長の認定を受けている
- ④税金の未申告や滞納がない

貸付限度額…500万円

償還期間…運転=5年以内▶設備=7年以内

据え置き期間…6か月以内

貸付利率…1.2%

保証料率…0.77%以内

保証料補助…有り(原則として40%)

申し込み…12月1日(水)から商工振興課(本庁舎5階)

男女共同参画基本計画(案)に対する意見募集

男女共同参画課 ☎224-5723

☎224-6705

男女共同参画推進条例に基づき、「(仮称)第四次川越市男女共同参画基本計画」の策定を進めています。より良い計画とするため、同計画の素案に対する意見を募集します。閲覧・募集期間：12月6日(月)～来年

1月5日(水)

閲覧場所：男女共同参画課(本庁舎

三階)、女性会館、女性活動支援

のひろば(クラッツセ川越)、出張所・

連絡所、公民館、図書館

*市ホームページでも、閲覧できます。

対象：市内在住・在勤・在学

意見の提出方法：住所・氏名・連絡

先(電話番号など)を明記し、〒350-8601川越市役所男

女共同参画課(郵送・ファクス・メール可)

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見の内容と意見に対する市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表はしません。

男女共同参画審議会委員公募

男女共同参画課 ☎224-5723

女性も男性も社会のあらゆる分野に参画し、共に生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、さまざまな事業を実施しています。これらの取り組みをさらに充実させ、市民の皆さんの意見を反映させるため、同審議会の委員を公募します。

資格：市の男女共同参画行政に関心

がある▼市の他の付属機関などの委員でない▼年三回程度平日昼間に開催される会議に出席できる▼市内在住・在勤・在学の成人

任期：来年2月1日(火)から二年間

定員：四人(選考)

応募方法：男女共同参画課(本庁舎

三階)で配布する応募用紙に必要な事項を記入し、「男女共同参画についての意見または考え」(八百字程度)を添え、12月1日(水)～15

日(水)(消印有効)までに〒350-8601川越市役所男女共同参画課(郵送可)

*市ホームページからも、申し込みができます。

環境審議会委員公募

環境政策課 ☎224-5866

第二次川越市環境基本計画に掲げる「みんなで作る、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」の実現を目指す取り組みをさらに充実させるため、同審議会の委員を公募します。

資格：市の環境行政に関心がある▼

市の他の付属機関などの委員でない▼年三回程度平日(夜間含む)に開催される会議に出席できる▼市内在住・在勤・在学の成人

任期：委嘱の日から二年間

定員：三人(選考)

応募方法：環境政策課(本庁舎五階)で配布する応募用紙に必要な事項を記入し、「川越市の環境についての意見または考え」(八百字程度)を添え、12月20日(月)(必着)までに〒350-8601川越市役所環境政策課(郵送可)

*市ホームページからも、申し込みができます。

環境基本計画年次報告書に 対する意見募集

環境政策課 224-5866

Fax 225-9800

平成20年3月に策定した「第二次川越市環境基本計画」の進捗よく状況について、年次報告書として公表します。施策・事業の推進と計画見直しに反映させるため、同報告書に対する意見・提案を募集します。

同報告書は、環境指標の実績(平成21年度)、現状、保全・創造に関する施策についての実施状況を取りまとめたものです。

閲覧・募集期間：11月25日(木)～来年1月31日(月)

閲覧場所：環境政策課(本庁舎五

階)・出張所・公民館

対象：市内在住・在勤・在学

意見の提出方法：報告書内の市民意見様式に必要事項を記入し、環境

政策課(郵送・ファクス可)

*市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見および意見に対する回答は、次年度の年次報告書で公表します。

なお、個人情報公表しません。

羽田空港行き高速バスを 増便

都市交通政策課 224-5519

羽田空港国際線ターミナル開業に伴い、川越から羽田空港へは二便増

えて六便に、羽田空港から川越へは一便増えて八便になりました。新しい時刻表は、下表のとおりです。

川越から羽田空港へは、予約定員制です。イーグルバス 226-

8300、西武バス川越駅西口案内所 242-8426、コンビニ

エンスストア(ローソン・ファミリーマート・セブンイレブン・サークルKサンクス)、高速バス予約ネットワーク発車オンラインネット(www.i-plus.co.jp)で予約できます。

羽田空港から川越へは、先着順の座席定員制です。羽田空港内リムジンバスチケットカウンターで、乗車券を購入してください。

運賃：中学生以上 片道千七百円 小学生以下 片道八百五十円 ▼

4月1日から、証明などの手数料を改定

財政課 224-5618

市のサービスにかかる受益者負担の適正化の一環として、来年4月1日から、住民票の写しの交付や課税証明などの手数料を、次のとおり改定します。

●150円(現行)から200円に改定

身分に関する証明▶印鑑登録に関する証明▶住民票または戸籍の附票の写しの交付▶住民票記載事項に関する証明▶住民基本台帳の閲覧▶外国人登録原票記載事項に関する証明▶埋火葬に関する証明▶営業または職業に関する証明▶納税、課税または所得に関する証明▶固定資産課税台帳または土地・家屋名寄帳兼課税台帳の閲覧▶固定資産課税台帳記載事項の証明▶不動産に関する証明▶市長の指定する公簿または図面の閲覧▶市長の指定する図面の写しの交付▶公有地(道路敷・水路敷)と民有地との境界査定の確認証明▶市道路の幅員に関する証明▶その他の諸証明

●300円(現行)から400円に改定

住民基本台帳補助簿の閲覧
*手数料は1件当たりの金額です。

来年4月1日から、市民カードの再交付に、実費200円が掛かります
市民課窓口担当 224-5742



川越 ↓ 羽田空港	本川越駅発	4:20	5:20	6:20	8:40	14:40	17:00
	川越駅西口発	4:25	5:25	6:25	8:45	14:50	17:10
	羽田空港第2ターミナル着	5:30	6:45	8:20	10:40	16:30	18:50
	羽田空港第1ターミナル着	5:35	6:50	8:25	10:45	16:35	18:55
	羽田空港国際線ターミナル着	5:45	7:00	8:35	10:55	16:45	19:05

羽田空港 ↓ 川越	羽田空港国際線ターミナル発	8:10	12:25	15:00	16:00	17:25	18:50	20:20	21:20
	羽田空港第2ターミナル発	↓	12:35	15:10	16:10	17:35	19:00	20:30	21:30
	羽田空港第1ターミナル発	↓	12:40	15:15	16:15	17:40	19:05	20:35	21:35
	川越駅西口着	9:50	14:15	16:50	17:50	19:25	20:35	21:45	22:45
	本川越駅着	9:55	14:20	16:55	17:55	19:30	20:40	21:50	22:50

12月は税金などの収納強化月間です

休日収納窓口の開設と

収納窓口の時間延長

収納課収税第一担当 ☎224・5691

医療助成課 ☎224・5842

介護保険課保険料資格担当 ☎224・5817

● 休日収納窓口の開設・収納窓口の時間延長

左表の日程で、市税(国民健康保険税含む)・後期高齢者医療保険料・介護保険料(65歳以上の収納窓口を、開設・時間延長します。納税・納付相談にご利用ください。

*出張所での納税・納付相談は、午後5時以降に受け付けします。

*12月11日(土)・12日(日)に車でお越しの際は、右下の臨時駐車場(無料)をご利用ください。

納付できる税金・保険料の種類

個人市県民税、法人市県民税、固定資産税、都市

計画税、軽自動車税、国民健康

保険税、後期高

齢者医療保険

料、介護保険料。

市役所本庁舎の

受付窓口

介護保険課⑧

番窓口(本庁舎

一階)、収税課

⑥番窓口・医療

助成課⑤番窓口(本庁舎二階)。

● 文書催告

税金などの納付を忘れていらっしゃる方に、催告のお知らせを送付します。

● 納税の呼びかけ

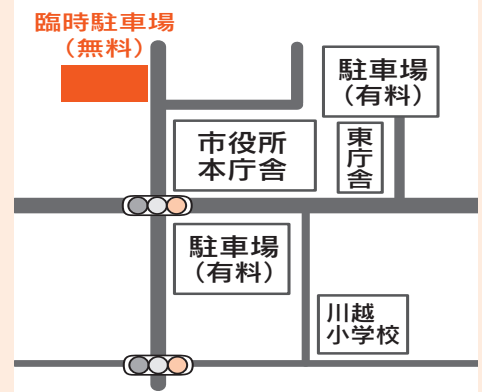
川越市納税呼びかけセンターでは、収納窓口の開設に合わせて、12月11日(土)に未納者への電話による納税の呼びかけを行います。

12月						日程
17日(金)	16日(木)	15日(水)	14日(火)	13日(月)	12日(日)	開設・延長時間 午前8時30分～ 午後5時
			午後5時～7時			受付窓口
			市役所本庁舎	市役所本庁舎・古谷出張所・南古谷出張所 高階出張所		市役所本庁舎
			市役所本庁舎	市役所本庁舎・福原出張所・大東出張所 霞ヶ関北出張所		市役所本庁舎
			市役所本庁舎	市役所本庁舎・霞ヶ関出張所・名細出張所		市役所本庁舎
			市役所本庁舎	市役所本庁舎・芳野出張所・山田出張所		市役所本庁舎

*12月13日(月)から17日(金)の後期高齢者医療保険料・介護保険料収納窓口の時間延長は、市役所本庁舎のみで行います。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です

今年中に支払った保険税(料)は、来年の申告で控除対象になります。口座振替で納付している方には、12月中旬に各保険税(料)の「口座振替納付済額のお知らせ」を送付します。



～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- ごみの祝日収集のお知らせ 収集管理課 ☎239-5058
12月23日(祝)=可燃ごみ(月・木コース)・その他プラスチック製容器包装(木コース)。
- 東後楽会館は、12月20日(月)から来年1月3日(月)まで、電気設備の改修工事のため休館します 高齢者いきがい課 ☎224-5809
- 平成23年版埼玉県民手帳を12月24日(金)まで販売 情報統計課 ☎224-5561
情報統計課(分室2階)。500円。色は、黒とグレイッシュブルーの2色です。
- 埼玉県最低賃金の改定 緊急地域経済対策室 ☎224-6191
10月16日から、時間額750円に改定されました(6つの産業別最低賃金を除く)。
- 職場でのトラブル解決をお手伝いします 緊急地域経済対策室 ☎224-6191
中立・公正な立場で、あつせんや不当労働行為の審査をして、労働者(労働組合)と使用者(会社など)とのトラブル解決をお手伝いします。申し込み方法などは、埼玉県労働委員会事務局 ☎048-822-1691にお尋ねください。
- 12月～3月は「エコ・重ね着マンス」 環境政策課 ☎224-5866
公共施設の室内温度を19度程度に調整し、職員は重ね着などで勤務します。家庭や事務所などでも、省エネルギーにご協力ください。
- 火災などで損害を受けた家屋の固定資産税などが減免される場合があります 資産税課管理担当 ☎224-5642
消防局予防課 ☎222-0744が発行した「り災証明書」を持参し、資産税課(本庁舎2階)にご相談ください(要事前確認)。
- 川越駅東口公共地下駐車場改修工事が終了 商工振興課 ☎224-5934
新たに37区画が平置き駐車場になりました。使いやすくなりましたので、是非ご利用ください。

市税の電子申告・申請の受け付けを開始

市民税課個人住民税担当 224・5640
資産税課家屋担当 224・5684

12月20日(月)から、事業者などを対象に、エルタックス(地方税ポータルシステム)を利用したインターネットによる電子申告・申請ができる

ようになります。
利用には、あらかじめ届け出が必要で、届出、申告・申請などの手続きは、エルタックスのホームページをご覧ください。

● 利用可能な手続き

- 法人市民税(各種申告、法人設立、設置届など)
- 事業所税(資産割・従業者割の申

振り込め詐欺被害が連続発生

その電話、本当にその人からですか?
安全安心生活課 224-5721

市内では、振り込め詐欺被害が10月中に6件発生し、1か月の被害総額は1,000万円を超えています。その手口は、すべて息子の名前を名乗った「オレオレ詐欺」です。

振り込め詐欺に遭わないために

現金にかかわる内容の電話は危険です。相手からの電話の内容が、次の項目に1つでも当てはまれば、絶対に現金を振り込んではいけません。

携帯電話の番号を変えた。
風邪をひいて、のどの調子が悪い。
交通事故を起こした(痴漢でつかまった)。示談金が必要だ。
会社の金を使いこんだ。借金が返せない。
医療費または保険料の還付がある。
キャッシングカードを預かります。
私は、〇〇警察署の警察官です(〇〇市役所の職員です)。
私は弁護士です。
私は息子さんの会社の上司です。
私は交通事故の被害者です(痴漢の被害者です)。

きりと

*上表は、切り取って電話中に見える所に置いてください。

不審な電話があったら、すぐに相談を!

川越警察署 224-0110

けいさつ総合相談センター 048-822-9110または#9110(プッシュホン)

- 告、事業所等新設・廃止申告など)
- 固定資産税(償却資産の申告)
- 個人住民税(給与支払報告書の提出、特別徴収に係る給与所得者異動届出など)

保険年金の税務上の取り扱い変更に伴う還付

市民税課個人住民税担当 224・5640
相続、贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などに係る年金の所得税の取り扱いを改めることとしました。

この変更により、所得税が還付される場合があります。還付について詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。川越税務署 235・9465にお尋ねください。

住民税の課税内容については、市民税課(本庁舎二階)にお尋ねください。

政治活動用看板などの証票の交付

選挙管理委員会事務局 224・6120
政治活動用の立て札や看板などには、証票の表示が必要です。現在使用中の証票は、12月31日(金)で有効期限が切れます。

来年1月1日(祝)からの証票の交付を希望する方は、看板などを設置する場所を確認のうえ、選挙管理委員

会事務局(東庁舎三階)まで申請してください。なお、証票の有効期限は四年間です。
受付期間: 12月1日(水)~28日(火)
持ち物: 印鑑

心臓手術見舞金支給制度を廃止

福祉推進課 224・5769
健康保険制度や公費負担医療制度の充実により、心臓手術を受けた方に支給する見舞金(医療費自己負担額の二分の一、上限五万円)は、12月31日(金)をもって廃止します。
請求期限は、来年3月31日(木)です。

インターネット公売

収税課特別滞納整理担当 224・5694
市税の滞納により差し押さえた不動産を「ヤフー株式会社」による官公庁オークションにより公売します。詳しくは、収税課(本庁舎二階)で

配布する「不動産公売案内」または市ホームページをご覧ください。

参加申込期間: 来年1月7日(金)~21日(金)

入札期間: 来年1月27日(木)~2月3日(木)

所在	物件
坂戸市大字森戸字峯461番1	財産種別: 土地(畑) 敷地面積: 2,410㎡
宮古島市平良字下里アマヒサ405番1	財産種別: 土地 敷地面積: 399㎡